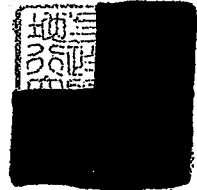


大病財第6号
平成30年7月2日

大阪市長 吉村 洋文 様

地方独立行政法人大阪市民病院機構
理事長 瀧藤 伸英



出資等に係る不要財産の譲渡収入による納付について

地方独立行政法人法第42条の2第2項及び地方独立行政法人法施行令第9条第1項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付についての認可を申請します。

- 1 譲渡収入による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容別表の①欄のとおり
- 2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる理由
大阪市立住吉市民病院の閉院に伴い不要となるため
- 3 納付の方法を譲渡収入による出資等団体への納付とする理由
設立団体が所有し直接使用する見込みがないため
- 4 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額別表の②欄のとおり
- 5 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額別表の③欄のとおり
- 6 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
別表の④欄のとおり

- 7 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容別表の⑤欄のとおり
- 8 当該出資等に係る不要財産の譲渡の方法
有償による譲渡
- 9 当該出資等に係る不要財産の譲渡の予定時期
平成31年1月予定
- 10 譲渡収入による出資等団体への納付の予定時期
平成31年2月予定
- 11 その他必要な事項
なし

別表

資産の種類別	①		②		③ 譲渡によって得られる 収入の見込額 (円)	④ 譲渡に要する 費用の見込額 (円)	⑤	
	施設名・備品名	数量 (台)	取得の日にお ける帳簿価額 (円)	申請の日にお ける帳簿価額 (円)			取得に係る出資 又は支出の額 (円)	その他の内容
医療用備品	もと大阪市立 住吉市民病院	1	68,500,000	42,915,250	15,000,000	0	68,500,000	支出(運営費負担金)